

平成31年（2019年）2月12日  
法務省入国管理局

### 新たな外国人材受入れに係る制度説明会

昨年12月14日に公布された出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（以下「改正入管法」という。）が、本年4月1日に施行されます。

つきましては、これら新しい外国人材の受入れに関する制度等に関し、下記のとおり説明会を開催いたしますので、御案内いたします。

#### 1 日時

平成31年（2019年）3月14日（木）9時00分～12時00分  
（受付：8時30分から）

#### 2 場所

熊本県庁 行政棟本館 地下大会議室  
（熊本市中央区水前寺6丁目18-1）

#### 3 説明会に御参加いただける方

- （1）在留資格「特定技能」による外国人の受入れを希望される熊本県内所在の企業・団体・個人の方
- （2）改正入管法に規定する登録支援機関となることを希望される熊本県内所在の企業・団体・個人の方
- （3）熊本県及び同県内の地方公共団体の職員の方
- （4）その他（（1）及び（2）の企業等を会員としている団体等）

#### 4 説明会日程

- ① 9時00分～10時00分 概要説明
- ② 10時00分～11時00分 分野別個別説明（調整中）
- ③ 11時00分～12時00分 質疑応答

#### 5 申込方法

別添参加申込書に必要事項を記載のうえ、FAX（096-382-3279）または、メール（[roukosousei@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:roukosousei@pref.kumamoto.lg.jp)）にてお申し込みください。

（申込み先：熊本県労働雇用創生課）

#### 6 申込締切日

平成31年（2019年）2月28日（木）

#### 7 申込みにあたって

- ・ 会場の都合上、定員は300名となります。
- ・ 参加申込みの上限を、企業及び団体は2名、地方公共団体は1名とします。

- ・ 申込み多数の場合は、産業分野別バランス等を考慮して分野別に先着順で調整することがございます。また、その場合は、企業及び団体の参加につきましては、2名の申込みであったとしても1名の参加とさせていただくことがあります。
- ・ 参加ができる方に対しては、3月7日（木）までに参加申込書に記載いただいたFAX番号又はメールアドレスに「参加受付票」を送付します。（参加できない方に対しては、「参加受付票」を送付しませんので、あらかじめ御了承ください。）
- ・ 参加者は、説明会当日に必ず「参加受付票」を持参していただき、受付にて同票を提出してください。

#### 8 留意事項

駐車場に限りがございますので、公共交通機関を御利用いただきますようお願いいたします。

#### 【問い合わせ先】

熊本県商工観光労働部商工労働局  
労働雇用創生課 田島、松村  
TEL 096-333-2342  
FAX 096-382-3279